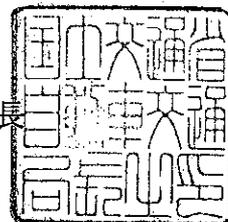




国自技第202号の3
平成17年12月27日

社団法人 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流
効率化事業」の取扱いについて

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成17年12月2日閣議決定）により、構造改革特別区域において講じることが可能な規制の特例措置として、「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」が新たに追加されたところであり、これを受けて本日、「国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示」（平成17年国土交通省告示1479号）が公布され、平成18年1月1日より施行することとされたところである。

今般、「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」の取扱いについて定め、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通達しましたので、貴傘下関係者に周知方お願いします。

国自技第202号
平成17年12月27日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」の取扱いについて

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成17年12月2日閣議決定）により、構造改革特別区域において講じることが可能な規制の特例措置として、「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」が新たに追加されたところであり、これを受けて本日、「国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示」（平成17年国土交通省告示1479号）が公布され、平成18年1月1日より施行することとされたところである。

今般、「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」の取扱いについては、本通達によることとしたので遺憾なきよう取り計らわれない。

第1 適用

「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」により道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第2条第1項（長さ、幅及び高さ）、第4条（車両総重量）、第4条の2（軸重等）及び第8条第1項（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第88条第1項第18号及び第166条第1項第18号に関する基準に限る。）に定める基準について、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、基準緩和（以下「特区基準緩和」という。）を受ける自動車について適用する。

第2 申請者等

- 1 特区基準緩和の認定の申請は、特区基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては、その代表者。以下同じ。）が行うものとする。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって特区基準緩和の認定の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。
 - (1) 国、地方公共団体等の長から特区基準緩和の認定の申請を委任された者

- (2) 法人の代表者から特区基準緩和の認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長

第3 申請書及び添付資料

- 1 特区基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の特区基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該特区基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。
- 2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定（「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日国自技第193号）を含む）の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車について特区基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての特区基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。
- 3 第1項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。
- 4 特区基準緩和の認定を受けた者について、その氏名若しくは名称、住所又は使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の特区基準緩和認定変更申請書を提出するものとする。
- 5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）の経由を定めることができる。

第4 審査等

地方運輸局長は、特区基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書等により審査するものとする。

- (1) 当該自動車が確実に他の交通と分離され、道路が遮断されるとして、地方公共団体が港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等関係機関と調整した方法
- (2) 原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じる恐れの有無
- (3) 当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- (4) 当該自動車の運行が道路構造に与える支障
- (5) 運行経路及び搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
- (6) 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
- (7) 申請者の保有する自動車の運行管理体制

第5 条件等の付与

- 1 地方運輸局長は、第4による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で最大積載量を定めるとともに、最大積載量と車両重量の合計として車両総重量を定めるものとする。
- 2 地方運輸局長は、第1の自動車の特区基準緩和の認定を行う場合は、次に掲げる条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、次に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付することができる。
 - (1) 自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。
 - (2) 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。
 - (3) 自動車の後面及び運転者席には、高さを表示すること。
 - (4) 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。
 - (5) 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。
 - (6) 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。
 - (7) 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。
 - (8) 当該車両を運行する場合は構造改革特別区域内に限る。
 - (9) 運行速度は、〇〇キロメートル毎時以下とする。
 - (10) 運行に当たっては、道路交通法を遵守すること。
 - (11) 運行に当たっては、認定書（写）を携帯すること。
- 3 地方運輸局長は、第1の自動車について、次の(1)または(2)に掲げる自動車ごとに、それぞれ(1)または(2)に定める期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。
 - (1) 新規検査又は構造等変更検査を受ける必要のある自動車は、それぞれの検査における自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日
 - (2) 現に登録を受けている自動車は、特区基準緩和の認定を受けた後、最初の自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日

第6 特区基準緩和の認定等

- 1 地方運輸局長は、第4の規定に基づいて審査した結果、特区基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第5に基づく条件等を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による特区基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 特区基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面に道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、次の例により表示するものとする。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、次の例に掲げる順によるものとする。また、最大積載量は他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。

項 目 表示の例

長さ 「長さ16.1メートル」

幅	「幅4.01メートル」
車両総重量	「重量205トン」
最大積載量	「最大積載量140トン」

- 3 地方運輸局長は、第1項の特区基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、関係資料を添付したうえ、特区基準緩和の認定を行った旨を通知するものとする。
- 4 地方運輸局長は、第4の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは特区基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足る相当な理由があると認める場合は、特区基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第7 継続緩和の認定

- 1 第6第1項により特区基準緩和の認定を受けた者は、第5第2項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き特区基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。
- 2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第3第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の特区基準緩和認定申請書に別表1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。
- 3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第4の規定によるほか次に掲げる事項について審査するものとする。
 - (1) 物品の輸送が次の資料により適切に実施されていると認められること。
 - ① 事業用自動車にあつては、乗務等の記録、運行記録計による記録等
 - ② 自家用自動車にあつては、運行記録計による記録、輸送物品の保有状況等
 - (2) 特例措置による今後の物品輸送計画が適切なものであること。
 - ① 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
 - ② 運行経路及び搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
 - ③ 今回の申請に係る物品輸送計画の前回のそれとの相違
 - (3) 当該自動車が確実に他の交通と分離され、道路が遮断されるとして、地方公共団体が港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等関係機関と調整した方法が確実に実施されていると認められること。
- 4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第6第1項の規定にかかわらず、第5第2項の条件等を付し、また、特区基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初の自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、特区基準緩和

の認定を行い、第5号様式による特区基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

- 5 地方運輸局長は、前項の規定により、特区基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記載されている特区基準緩和の認定に付された期限について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、速やかに当該期限を変更する手続を行わなければならない旨、指示するものとする。

第8 行政処分等

- 1 地方運輸局長は、特区基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る特区基準緩和の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定の際に付された条件若しくは制限に違反して運行した場合
- (2) 特区基準緩和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合
- (3) 道路運送車両法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合

- 2 特区基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る特区基準緩和の認定は失効するものとする。

- (1) 当該自動車の登録がまっ消された場合
- (2) 当該自動車の使用者が変更された場合
- (3) 当該自動車の使用の本拠の位置が特区基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合
- (4) 第5第3項又は第7第4項の規定により付された特区基準緩和の認定の期限を経過している場合

- 3 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、事業者監査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、特に第5第3項及び第7第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

附 則

(適用時期)

- 1 この特例措置は、平成18年1月1日以降の特区基準緩和の認定の申請から適用する。

別表第1 添付資料一覧表 (第3及び第7関係)

項目	保安基準の 条 項 (条項号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		主要諸元比較表	車両外観図	計算書及び緩和部分詳細図	連結自動車の連結検討書 *	遵守事項の誓約書	使用者の事業内容	会社組織図	運行経路図	輸送依頼書又は輸送契約書	保有車両一覧表	運行管理規程	過去6か月間以上の輸送実績	その他地方運輸局長が必要と認めた書面
条一項一号														
長さ、幅及び高さ	新規緩和	2-1	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	-	○
	継続緩和	2-1	□	□	□	□	○	□	□	△	○	-	○	○
車両総重量	新規緩和	4	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	-	○
	継続緩和	4	□	□	□	□	○	□	□	△	○	-	○	○
軸重等	新規緩和	4の2	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	-	○
	継続緩和	4の2	□	□	□	□	○	□	□	△	○	-	○	○
走行性能	新規緩和	8-1	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	-	○
	継続緩和	8-1	□	□	□	□	○	□	□	△	○	-	○	○

- 備考 (1) ○は、提出を必要とする資料を示す。
 (2) △は、事業用自動車に限って提出を必要とする資料を示す。
 (3) □は、前回の申請時から変更があった場合に限り提出を必要とする資料を示す。
 (4) 「車両外観図」は、物品を積載した状態の記載を含む。
 (5) 「連結自動車の連結検討書」は、連結車両の場合に必要な資料とする。
 (6) 「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とは、強度検討書、委任状、基準緩和認定の取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績等をいう。
 (7) 「新規緩和」とは基準緩和の申請において「継続緩和」以外のものをいう。

第1号様式（第3関係）

基準緩和認定申請書（特区）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

印

下記の自動車について、「国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示」に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 構造又は使用の態様の特殊性
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 8 認定を必要とする理由
- 9 省略する添付資料

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (6) 一括緩和申請の場合は、標題に「（一括）」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- (7) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第2号様式（第3関係）

基準緩和認定変更申請書（特区）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

印

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車台番号
- 5 変更事項及び変更事由
- 6 変更年月日

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第3号様式（第6関係）

基準緩和認定書（特区）

番 号
年 月 日

殿

地方運輸局長

平成 年 月 日付で申請があった下記の自動車については、「国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示」に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 基準緩和の期限は、期限を付す自動車に限って記載する。

第4号様式（第7関係）

基準緩和認定申請書（特区継続）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

印

下記の自動車について、「国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示」に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 登録番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 初回の基準緩和認定
- 7 前回の基準緩和認定
- 8 構造又は使用の態様の特殊性
- 9 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 10 認定を必要とする理由
- 11 変更事項の有無

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (4) 初回及び前回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番号及び年月日を記載する。

基準緩和認定書（特区継続）

番 号
年 月 日

殿

地方運輸局長

平成 年 月 日付で申請があった下記の自動車については、「国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示」に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号（車台番号）
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

参考 1 (第 6 及び第 7 関係)

番 号
年 月 日

運輸支局長殿
自動車検査登録事務所長殿 (単名)

地方運輸局長

基準緩和認定の通知について (特区)

別紙基準緩和認定書 (写) のとおり基準緩和の認定がなされたので、
基準緩和認定申請書 (副) を添えて通知します。

(日本工業規格 A 列 4 番)

参考 2 (別表第 1 関係)

(特区)	年 月 日
地方運輸局長 殿	
申請者の氏名又は名称 住 所	印
誓 約 書	
弊社が使用する車名 _____、型式 _____、 車台番号 _____ の自動車について、「国土交通省関係構造改革特別 区域法第 2 条第 3 項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受け る特定事業について定める告示」に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記 のとおり誓約します。	
1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵 守します。	
2 運行に当たっては、道路運送法、道路交通法、その他の関係法令 を厳守します。	
3 1 に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けよ うとも異議申し立ては致しません。	
4. 重大事故時には、遅滞なく通報します。	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (5) 車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号とする。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令
(内閣府一〇八)

〔省 令〕

○特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令の一部を改正する省令
(総務・経済産業八)
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産一一三)

〔告 示〕

○企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関を指定する件(金融庁八八)
○特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第十八条第二項の規定に基づき届出された事項について告示する件
(総務・経済産業三)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(法務六四八)
○外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件
(財務四七九)

○チリ共和国から発送されるピング種のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件(農林水産一九七九)
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件(同一九八〇)
○森林病害虫等防除法第二条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件(同一九八一)

○農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件の一部を改正する件(同一九八二)
○保安林の指定をする件
(同一九八三〜一九九一)
○保安林の指定を解除する件
(同一九九二〜一九九七)
○保安林の指定実施要件を変更する件
(同一九九八)

○自転車競技法施行規則第十六条第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件の一部を改正する件
(経済産業三四八)

○国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示
(国土交通一四七九)

○国土交通省建設業者提出書類閲覧所の場所を定める件の一部を改正する件(同一四八〇)
○平成十二年建設省告示第二千三百六十五号の一部を改正する件
(同一四八一)
○平成十四年国土交通省告示第八百二十三号の一部を改正する件
(同一四八二)

○国土交通省測量業者登録簿閲覧所の場所を定めた件の一部を改正する件(同一四八三)
○首都高速道路株式会社が高速度道路の管理等の事業を営む東京都の区のある区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示
(同一四八四)

○気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁二一)
○結核予防法に基づく指定医療機関の指定の辞退の件
(中国四国厚生局三九九)
○北上川水系磐石川、中津川、磐井川、旧北上川、新江合川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件
(東北地方整備局一三三三)
○道路に関する件(同一三三四)
○道路に関する件
(北陸地方整備局一四六)
○道路に関する件
(九州地方整備局一六九)
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
(近畿地方環境事務所一)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府 国家公安委員会 警察庁 最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

美保飛行場拡張整備事業に係る環境影響評価書の縦覧について
(中国地方整備局・大阪航空局)

法 務

司法修習生の修習を終えた者
(最高裁判所)

勞 働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行(国土交通省)

公 聴 会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催(経済産業省)

〔資 料〕

閣議決定等事項

(以下次のページへ続く)

国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示について

平成17年12月
国土交通省自動車交通局

I 背景

港湾施設である道路を走行する輸送用車両については、道路運送車両の保安基準に定める基準を満たす必要があり、現在、バラ積み貨物輸送用車両について、規制緩和措置により、特例8車種に限り、車両総重量36トンの範囲で、重量及び軸重の基準が緩和されている。

しかし、昨今、上記規制緩和措置によっても対応し得ない大規模輸送の需要が高まっており、特に、港湾区域における輸送の大ロット化による国際競争力の向上、港湾区域の活性化が望まれている。

これを受けて、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき定められた「構造改革特別区域基本方針」（平成17年12月2日閣議決定）に、道路構造及び道路交通に及ぼす危険を排除した上で保安基準に一部適合しない特殊な車両による貨物輸送を可能とする「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業（1219）」が追加された。このため、当該特例措置に関する告示を定める必要がある。

II 概要

特区内における保安基準緩和の特例措置

構造改革特別区域の認定を受けた港湾施設である道路を走行する輸送用特殊車両について、道路構造に与える影響についての確認、道路交通に与える影響を踏まえた安全対策の実施を前提に、道路運送車両の保安基準に定める寸法、重量、及び自動車の走行性能に関する基準を緩和できることとする。

III スケジュール

特区室との協議 11月中旬～

公布予定 12月下旬

施行日 1月1日

○国土交通省告示第千四百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十七号の規定に基づき、国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について次のように定める。

平成十七年十二月二十七日

国土交通大臣 北側 一雄

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示

（国土交通大臣が告示で定める基準の特例）

第一条 地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）内において実施される輸送が貨物の流通の効率化を目的として、次の各号のいずれにも該当するものと認めて、法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の

認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）第一条第一号中「第八条第三項及び第四項」とあるのは「第八条第一項（自動車の走行性能に関する基準に限る。）、第三項及び第四項」と、同条第二号中「第八十七条（第一号を除く。）」とあるのは「第八十七条（第一号を除く。）」、「第八十八条第一項第十八号」と、「第六十五条（第一号を除く。）」とあるのは「第六十五条（第一号を除く。）」、「第六十六条第一項第十八号」とする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項及び第六項に規定する道路（以下「道路」という。）において実施されるものであること。

二 当該輸送が実施される道路を適切に管理するための措置について、地方公共団体又は実施主体の責任で確実に実施されると港湾管理者により判断されること。

三 地方公共団体が港湾管理者、当該構造改革特別区域を所管する警察署及び地方運輸局等関係機関と調整した方法により、当該輸送に用いる自動車が確実に他の交通と分離され、道路が遮断されること。

第二条 法別表第二十七号の主務省令で定める事業のうち、国土交通省告示で定めるものは、別表で掲げる事業とする。

附 則

この告示は、平成十八年一月一日から施行する。

別表（第一条関係）

事業の名称	関係条項
特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	第一条